

長野県文化財保護審議会委員の委嘱（任命）について

文化財・生涯学習課

長野県文化財保護審議会委員として、次のとおり委嘱（任命）するものとする。

委嘱（任命）委員（15名）

（50音順、敬称略）

氏名	現職等	担当分野	備考
井田秀行	信州大学学術研究院教育学系教授	植物	新任
市澤英利	飯田市上郷考古博物館長	史跡・考古資料	再任
入江宣子	民俗芸能学会理事	無形・民俗	〃
岩佐光晴	成城大学文芸学部教授	美術工芸 （彫刻）	新任
上野勝久	東京藝術大学大学院美術研究科教授	建造物	新任
小野昭	東京都立大学名誉教授	史跡・考古資料	再任
佐々木邦博	信州大学名誉教授	名勝	〃
高橋龍三郎	早稲田大学文学学術院教授	史跡・考古資料	〃
多田井幸視	前長野市安茂里公民館館長	無形・民俗	〃
土本俊和	信州大学学術研究院工学系教授	建造物	〃
まつ松崎憲三	成城大学名誉教授	無形・民俗	〃
むらやま美穂	京都大学野生動物研究センター教授	動物	〃
やまだ桂	信州大学学術研究院理学系教授	地質鉱物	〃
よし吉田ゆり子	東京外国語大学大学院 総合国際学研究院教授	歴史資料	〃
よし吉村としこ	神田外語大学外国語学部 国際コミュニケーション学科教授	美術工芸 （絵画）	〃

（任期：令和2年9月20日から令和4年9月19日まで）

設置根拠

【文化財保護法】

第190条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

【文化財保護条例】

第38条 法第190条第1項の規定により、長野県文化財保護審議会を設置する。

第39条 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員及び臨時委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が任命する。